

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 1 日（金）第3225号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                                |                 |    |
|--------------------------------|-----------------|----|
| ○保安林の指定（2件）                    | （森づくり推進課取扱い）    | 1  |
| ○保安林の指定予定の通知（2件）               | （森づくり推進課取扱い）    | 2  |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）      | （社会福祉課取扱い）      | 3  |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（4件）        | （社会福祉課取扱い）      | 3  |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（2件） | （社会福祉課取扱い）      | 5  |
| ○県営土地改良事業の工事の完了（3件）            | （農地整備課取扱い）      | 5  |
| ○道路の区域の変更（2件）                  | （道路維持課取扱い）      | 6  |
| ○道路の供用の開始（2件）                  | （道路維持課取扱い）      | 6  |
| ○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧        | （都市計画課取扱い）      | 7  |
| ○平成28年度自衛官の募集                  | （危機管理防災課取扱い）    | 7  |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）  | （鹿児島地域振興局取扱い）   | 8  |
|                                | （北薩地域振興局取扱い）    | 8  |
| ○道路の位置指定の廃止                    | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 9  |
| ○道路の位置指定                       | （大隅地域振興局取扱い）    | 9  |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定      | （大島支庁取扱い）       | 9  |
| 公 告                            |                 |    |
| ○平成28年度職業訓練指導員試験公告             | （雇用労政課取扱い）      | 10 |
| 公 安 委 員 会 公 告                  |                 |    |
| ○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告   | （生活安全企画課取扱い）    | 12 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所  
いちき串木野市冠嶽字中嶽12331番2
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
いちき串木野市生福7927番1, 7944番2, 7946番
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿屋市池園町2389番1（次の図に示す部分に限る。）、2389番3, 2389番12
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿屋市申良町有里字七反2634番，2635番・2650番1・2650番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は，択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
江平胃腸科内科	南九州市知覧町郡17810番地1	平成28年4月30日
フジ薬局	薩摩川内市東向田町3番9号	平成28年4月25日
寿調剤薬局	鹿屋市寿二丁目1番17号	平成28年4月30日

### 鹿児島県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人龍郷町 社会福祉協議会	大島郡龍郷町瀬留967 番地	訪問看護ステーショ ン龍郷社協	大島郡龍郷町瀬留967 番地	平成27年5 月1日

### 鹿児島県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
江平クリニック	南九州市知覧町郡17810番地1	平成28年5月1日
中郷の杜クリニック	薩摩川内市中郷四丁目249番地	平成28年5月10日

ライフ薬局育英店	薩摩川内市中郷四丁目248番地	平成28年5月1日
すえひろ薬局朝日店	奄美市名瀬朝日町11番4	平成28年5月1日
奄美眼科	奄美市名瀬長浜町8番3	平成28年4月1日
柏木歯科クリニック	出水市高尾野町下水流907番地4	平成28年5月11日
寿調剤薬局	鹿屋市寿二丁目1番17号	平成28年5月1日
カノン薬局	始良市加治木町本町378番地1	平成28年5月9日
特別養護老人ホームフラワーホーム診療所	霧島市溝辺町麓947番地3	平成28年5月1日

## 鹿児島県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	社会福祉法人百合砂 訪問看護ステーション メント	西之表市鴨女町98番地	平成28年4月1日

## 鹿児島県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人誠井会	霧島市国分広瀬二丁目28番40号	井料居宅介護支援事業所	霧島市国分広瀬二丁目28番8号	平成28年4月10日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
永山雄太郎	永山整骨院 薩摩川内市宮崎町1967番地8	平成28年4月20日	柔道整復
谷口顕人	かえで整骨院 鹿屋市札元一丁目21番21号	平成28年5月16日	柔道整復
春田順子	有限会社あんず 薩摩川内市平佐町1969番地1	平成28年3月1日	あん摩マッサージ指

			圧, はり, きゅう
井出口三男	有限会社あんず 薩摩川内市平佐町1969番地 1	平成28年 5 月 1 日	あん摩マッ サー ジ 指 圧, はり, きゅう

## 鹿児島県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
株式会社観麗 垂水市田神408番地 1	デイサービスみらい 垂水市田神408番地 1	事業所の名称	デイサービス観麗	デイサービスみらい	平成28年 5 月 1 日
		事業所の所在地	垂水市牛根麓 129番地イ	垂水市田神408 番地 1	
特定非営利活動法人 サポートハウス 2 1 鹿児島市与次郎二丁 目 4 番 35号 K S C 鴨 池ビル 3 F	ヘルパーステーショ ンうきぐも阿久根 阿久根市塩浜町二丁 目 22番	事業所の名称	サポートハウス 2 1 訪問介護事 業所	ヘルパーステー ションうきぐも 阿久根	平成17年 6 月 1 日
		事業所の所在地	阿久根市鶴見町 96番地	阿久根市塩浜町 二丁目 22番	

## 鹿児島県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
加治佐強	強はり灸整骨院 いちき串木野市大里 3949番地 1	施術所の名称	別府はり灸接骨 院	強はり灸整骨院	平成28年 4 月 17日
		施術所の所在地	いちき串木野市 別府3383番地 1	いちき串木野市 大里3949番地 1	

## 鹿児島県告示第665号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第二矢護仁屋地区の工事は、平成22年 3 月 25 日に完了した。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第666号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二畦布地区の工事は、平成24年 3 月 30日に完了した。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第667号**

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第三畦布地区の工事は、平成25年3月27日に完了した。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第668号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年7月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	鹿屋市上祓川町8399番1地先から8401番1地先まで	前	9.4～12.6	50.0
			後	10.5～13.5	50.0

**鹿児島県告示第669号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年7月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	鹿屋市上祓川町8399番1地先から8401番1地先まで	平成28年7月1日

**鹿児島県告示第670号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年7月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字小堀519番地先から481番1地先まで	前	8.6～11.7	247.8
			後	12.0～16.0	247.8

**鹿児島県告示第671号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年 7 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字小堀519番地先から481番1地先まで	平成28年7月1日

### 鹿児島県告示第672号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
  - (2) 名称 コンフォール坂之上地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

### 鹿児島県告示第673号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成28年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
平成28年 7 月 1 日から同年 9 月 8 日まで
  - (2) 女子  
平成28年 7 月 1 日から同年 9 月 8 日まで
- 3 試験期日
  - (1) 男子筆記試験  
平成28年 9 月 17日
  - (2) 男子口述試験及び身体検査  
平成28年 9 月 16日から同月 20日まで
  - (3) 女子筆記試験、女子口述試験及び身体検査  
平成28年 9 月 23日
- 4 応募年齢  
採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称
  - (1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称

鹿児島市鴨池新町7番4号	鹿児島県市町村自治会館
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農民会館
霧島市隼人町見次1371番地	サン・あもり
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

## (2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

## (3) 女子筆記試験，女子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

## 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 鹿児島地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年7月1日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 てのんかん	いちき串木野市 上名5050番地13	医療法人親貴会	いちき串木野市 東塩田町35番地	海江田正史	平成28年 3月31日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
すくすくはっぴ ー	鹿児島市坂之上 四丁目5番3号	医療法人まこと 会	鹿児島市坂之上 四丁目5番3号	松村 武久	平成28年 6月1日	児童発達 支援

## 北薩地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年7月1日



## 北薩地域振興局長 中堂 蘭 哲 郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 「もも&m o r e」	出水市下鱈町 2141番地	株式会社桃和	出水市下鱈町 2141番地	百澤 和広	平成28年 6月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
あいわの里子ども療育センター	阿久根市脇本 6921番地	社会福祉法人黒潮会	出水市高尾野町 下高尾野2216番地1	中村 興二	平成28年 6月1日	放課後等デイサービス

## 始良・伊佐地域振興局告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和52年9月6日にした道路の位置の指定の全部を、次のとおり廃止した。

平成28年7月1日

始良・伊佐地域振興局長 牟田 神 圭 介

廃止年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	道路の所在地	道路の幅員	道路の延長
平成28年 6月17日	鹿児島市下荒田三丁目27番21号 株式会社センチュリーハウス 代表取締役 加治木百年	始良市東餅田字塩入1263番4及び1263番5	4.00メートル～ 6.00メートル	30.00メートル

## 大隅地域振興局告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年7月1日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 5月9日	鹿屋市寿八丁目7283番地1 有限会社富士建設工業 代表取締役 岩田良一	曾於郡大崎町神領字小牧2028番2	32.50	5.01

## 大島支庁告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年7月1日

大島支庁長 鎮 寺 裕 人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
聖隷かがやき	大島郡龍郷町浦 角子1837番地り ゆうゆう館内	社会福祉法人聖 隷福祉事業団	静岡県浜松市中 区住吉二丁目12 番12号	山本 敏博	平成28年 6月1日	児童発達 支援・保 育所等訪 問支援
しえすた・へと の塾	大島郡天城町天 城541-1	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康貴	平成28年 6月1日	児童発達 支援

## 公 告

### 平成28年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、平成28年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 試験の実施期日

##### (1) 学科試験

平成28年 9 月 4 日（日）

ア 指導方法 午前10時から午前11時まで

イ 関連学科 実施しない。

##### (2) 実技試験

実施しない。

#### 2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

#### 3 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種

#### 4 学科試験の科目

指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）

#### 5 受験資格

試験を受けることができる者は、法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

#### 6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 7 試験手数料

学科試験 3,100円

## 8 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの脱帽正

面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

平成28年7月15日（金）から同年8月5日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年8月5日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形2号）を同封すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を平成28年9月23日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格証書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

## 公安委員会公告

### 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講

習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成28年7月1日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

平成28年8月1日(月)から同月5日(金)まで(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

(2) 追加取得講習

平成28年8月4日(木)及び同月5日(金)(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「3号」という。)の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員(原則として、受付先着順とする。)

(1) 新規取得講習

10人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成28年7月11日（月）から同月15日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル以内、横の長さ3.6センチメートル以内）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のイに該当する者

a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のウに該当する者

3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ロ) 4の(1)のエに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(ハ) 4の(1)のオに該当する者

3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(ニ) 4の(1)のカに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のイに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ロ) 4の(2)のエに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ハ) 4の(2)のカに該当する者

- a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のオに該当する者
  - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
  - b 警備業務従事証明書 1通
  - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法  
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料  
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。  
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
  - ア 新規取得講習  
38,000円
  - イ 追加取得講習  
14,000円
- 7 その他
  - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
  - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
  - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
  - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
  - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会  
電話番号 099-224-4490